

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

平成26年中に1人平均賃金を引き上げる企業は83.6%（前年 79.8%）、引き下げる企業は2.1%（同 2.5%）、賃金の改定を実施しない企業は9.7%（同 12.9%）となっている。1人平均賃金を引き上げる企業の割合は前年より上昇し、1人平均賃金を引き下げる企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合は前年より低下している。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している							賃金の改定を実施しない ⁵⁾	未定 ⁶⁾
		小計 ¹⁾	1人平均賃金を引き上げる	1人平均賃金を引き下げる	改定の実施時期 ²⁾					
					1～8月のみ ³⁾	9～12月のみ ³⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾	改定時期不明 ⁴⁾		
平成26年										
計	100.0	85.7 (82.9)	83.6	2.1	80.0	3.0	2.7	0.0	9.7	4.6
5,000人以上	100.0	96.1 (94.7)	95.4	0.7	89.9	1.6	4.2	0.4	3.9	-
1,000～4,999人	100.0	94.7 (93.0)	94.3	0.4	88.8	2.2	3.7	0.1	4.3	0.9
300～999人	100.0	91.3 (89.7)	89.3	2.0	86.3	2.1	2.9	-	6.4	2.3
100～299人	100.0	83.2 (79.9)	80.9	2.3	77.3	3.4	2.6	-	11.2	5.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	83.3 (83.3)	83.3	-	83.3	-	-	-	16.7	-
建設業	100.0	90.0 (88.4)	90.0	-	86.6	1.7	1.7	-	5.0	5.0
製造業	100.0	92.3 (89.9)	90.2	2.2	88.3	2.9	1.1	-	6.2	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.7 (96.2)	97.4	1.3	89.1	2.5	7.1	-	1.3	-
情報通信業	100.0	97.1 (94.9)	96.4	0.7	92.7	2.1	2.1	0.1	2.0	1.0
運輸業、郵便業	100.0	76.4 (72.3)	76.4	-	68.3	4.1	4.1	0.0	23.6	-
卸売業、小売業	100.0	86.8 (85.6)	81.8	5.1	82.1	1.3	3.4	-	7.7	5.5
金融業、保険業	100.0	90.4 (90.4)	90.4	-	77.2	-	13.2	-	9.6	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	95.8 (95.6)	95.8	-	93.5	0.2	2.0	-	3.0	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	92.1 (88.1)	91.1	1.0	83.6	4.0	4.4	-	3.9	3.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	65.2 (60.2)	60.0	5.2	59.6	5.1	0.5	-	19.7	15.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	82.3 (78.5)	81.8	0.4	74.1	3.8	4.4	-	7.7	10.1
教育、学習支援業	100.0	74.5 (72.3)	73.9	0.6	67.4	4.4	2.6	-	22.7	2.8
医療、福祉	100.0	76.3 (68.0)	73.9	2.4	52.9	8.2	15.1	-	14.2	9.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	72.8 (67.6)	72.8	-	64.0	5.2	3.6	-	15.7	11.6
平成25年										
計	100.0	82.4 (80.4)	79.8	2.5	76.9	2.4	3.0	-	12.9	4.7
5,000人以上	100.0	87.8 (85.4)	85.7	2.0	82.6	2.4	2.8	-	9.0	3.2
1,000～4,999人	100.0	91.0 (89.1)	89.0	2.1	85.4	2.0	3.6	-	7.0	1.9
300～999人	100.0	86.3 (83.7)	82.4	4.0	80.9	3.7	1.8	-	10.6	3.0
100～299人	100.0	80.4 (78.6)	78.3	2.2	75.1	2.1	3.3	-	14.1	5.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	78.6 (78.6)	78.6	-	78.6	-	-	-	21.4	-
建設業	100.0	93.6 (93.2)	93.6	-	92.0	1.6	-	-	4.1	2.3
製造業	100.0	90.7 (87.7)	87.2	3.6	85.1	3.7	1.9	-	7.4	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.5 (97.5)	92.5	5.0	97.5	-	-	-	2.5	-
情報通信業	100.0	91.0 (88.4)	88.9	2.1	85.7	2.7	2.6	-	5.8	3.2
運輸業、郵便業	100.0	63.9 (63.9)	61.5	2.5	59.0	-	4.9	-	27.6	8.4
卸売業、小売業	100.0	82.4 (80.7)	81.4	1.0	78.4	1.7	2.3	-	13.4	4.2
金融業、保険業	100.0	83.9 (74.6)	82.6	1.3	74.6	9.3	-	-	16.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	77.2 (73.8)	74.5	2.7	72.0	4.4	0.7	-	18.4	4.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	95.9 (95.9)	95.1	0.8	94.6	-	1.3	-	2.0	2.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	71.7 (69.5)	64.4	7.3	58.1	2.3	11.3	-	23.2	5.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	70.8 (70.6)	69.5	1.3	56.5	0.9	13.5	-	9.8	19.4
教育、学習支援業	100.0	83.9 (83.9)	72.8	11.1	81.5	-	2.4	-	13.6	2.5
医療、福祉	100.0	86.4 (83.0)	84.7	1.7	81.0	3.4	2.0	-	8.5	5.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	71.1 (68.9)	68.9	2.2	67.6	3.1	0.4	-	19.7	9.2

注: 1) 「小計」の()内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業の割合である。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、9～12月の間に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施せず、9～12月の間に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、更に9～12月の間に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定している、実施時期が示されていない企業をいう。

5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がないとした企業をいう。

6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。